

## 「2022年4月・5月施行の確定拠出年金制度（iDeCo）の改正に関するご案内」

多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、2022年4月および5月より、確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大、加入可能年齢の拡大、脱退一時金の受給要件の見直し等の改正法が施行されます。

詳しくは、[厚生労働省のWebサイト](#)をご参照ください。

※厚生労働省のWebサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html>

### 1. 受給開始時期の選択肢の拡大（2022年4月1日施行）

公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、確定拠出年金の老齢給付金の受給開始の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられます。これにより、老齢給付金は、60歳（加入者資格喪失後）から75歳に達するまでの間で受給開始時期を選択することができるようになります。

### 2. iDeCoの加入可能年齢の拡大（2022年5月1日施行）

これまでは60歳未満の国民年金被保険者が加入可能でしたが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、国民年金被保険者であればiDeCoに加入できるようになります。国民年金の第2号被保険者又は国民年金の任意加入被保険者であれば、60歳以上の方もiDeCoに加入可能になります。また、海外居住者も、国民年金に任意加入していればiDeCoに加入できるようになります。（ただし、iDeCoの老齢給付金を受給した方、老齢年金を65歳前に繰上げ請求された方を除きます。）

（加入可能となる要件を満たす60歳間近の方へ）

#### ●2022年5月1日までに60歳の誕生日を迎えられる方

現行制度下での加入可能年齢（60歳未満）が適用されるため、60歳到達時にiDeCoの加入資格を喪失します。

⇒ 60歳以降も加入継続を希望される方は、受給手続きは行わずに（\*1）、2022年5月1日以降に、再加入の手続きを行ってください（第2号被保険者の方は、事業主の証明書の取得が必要となります）。

（\*1）iDeCoの老齢給付金および公的年金の老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給している方（受給していた方を含む）は加入できません。

#### ●2022年5月2日以降に60歳の誕生日を迎えられる方

##### ①第1号・第3号被保険者の方

60歳到達の1カ月前までに国民年金基金連合会宛に任意被保険者への切り替えの手続き（\*2）を行わない場合、60歳到達時にiDeCoの加入資格を喪失します。

⇒ 60歳以降も加入継続を希望される方は、「被保険者種別変更」の手続きを行ってくだ

さい。上記期限内に手続きが行われなかった場合、再加入の手続きが必要となります。

( \* 2 ) 別途、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口、または年金事務所で国民年金任意加入の手続きが必要となります。

#### ②第 2 号被保険者の方

60 歳以降も自動で加入継続されるため、お手続きは不要です。60 歳以降、掛金拠出を希望されない方については、「加入者資格喪失」の手続きが必要となります。

※ 加入継続時においては、すでに登録している定時拠出配分は、そのまま引き継がれます。

※ ご自身の加入資格の状況に変更（転職、退職、お勤め先の企業年金の状況等）があった場合には、「登録事業所の変更」等の手続きが必要です。

#### 【60 歳以降も加入可能となる要件】

次のいずれかに該当する方

( 1 ) 国民年金に任意加入 ( \* 3 ) している 60 歳から 64 歳までの方

( 2 ) 60 歳以上の国民年金第 2 号被保険者の方

( 原則 60 歳から 64 歳までの厚生年金被保険者の方 ( \* 4 ) )

ただし、次のいずれかに該当する方は、上記要件を満たしていても加入いただけません。

① iDeCo の老齢給付金を受給された方

② 老齢年金を 65 歳前に繰上げ請求された方

( \* 3 ) 国民年金の任意加入被保険者とは、60 歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていないときや、40 年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときに、60 歳以降も国民年金に加入している方です。

また、20 歳から 64 歳までの日本国籍を有する海外居住者も含まれます。

( \* 4 ) 64 歳までに老齢年金の受給資格を満たしていない 65 歳から 69 歳までの方や、厚生年金保険高齢任意被保険者の方も iDeCo に加入できます。

### 3. iDeCo の脱退一時金の受給要件の見直し ( 2022 年 5 月 1 日施行 )

国民年金被保険者となることができない方で、通算の掛金拠出期間が短いことや、資産額が少額であることなどのつぎの要件をすべて満たす場合には、iDeCo の脱退一時金を受給できるようになります。

#### 【改正後の iDeCo の脱退一時金受給要件】

次のいずれにも該当すること

( 1 ) 60 歳未満であること

( 2 ) 企業型 DC の加入者でないこと

( 3 ) iDeCo に加入できない者であること

( 4 ) 日本国籍を有する海外移住者 ( 20 歳以上 60 歳未満 ) でないこと

( 5 ) 障害給付金の受給権者でないこと

( 6 ) 企業型 DC の加入者及び iDeCo の加入者として掛金を拠出した期間が 5 年以内であること  
又は個人別管理資産の額が 25 万円以下であること

( 7 ) 最後に企業型 DC 又は iDeCo の資格を喪失してから 2 年以内であること

4. 今後の法改正（2022年10月1日施行）に伴う注意事項

2022年10月分（11/26引落）から、**「企業型 DC に加入」かつ「iDeCo の掛金額を年単位拠出している」方は、掛金の拠出ができなくなります。**2022年10月分（11/26引落）以降も iDeCo の掛金拠出の継続をご希望の場合は、遅くとも 2022 年 8 月末までに掛金納付方法の変更（毎月定額による掛金納付）が必要となります。

（2021 年 12 月時点）